

第15回南島原市農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和4年9月27日(火) 午後2時00分～午後2時53分

2 開催場所 ありえコレジヨホール2階会議室

3 出席委員 (農業委員)

1番 太田香代子	2番 廣瀬博一	3番 伊崎美代子	4番 木下勝徳
5番 小川一英	6番 植木健太郎	9番 中野裕二	10番 本多利任
11番 山下勝也	12番 山崎伸吾	13番 寺田健蔵	14番 水田 勇
16番 金子初夫	17番 馬場正国	会長 中川繁憲	

(農地利用最適化推進委員)

19番 吉岡長久	20番 田中芳邦	21番 野原重光	22番 中山秀樹
23番 田中八郎	24番 本多正敬	25番 増田孝徳	28番 末吉秀明
29番 神崎好史	31番 石橋浩昭	32番 石橋浩昭	33番 山口俊一
34番 松尾和昭	36番 末續公德	37番 原田久也	38番 岡田裕弥
39番 浅田修弘	40番 柴内成世	42番 本多晋介	43番 宮崎 努
44番 山本敏晴	45番 宮崎陽一	46番 相良栄一郎	47番 本田勝彦
48番 飛永敏博			

4 欠席委員 (農業委員)

7番 楠田耕三 8番 平 光正 15番 中村修治

(農地利用最適化推進委員)

26番 北岡新市 27番 内田一郎 30番 中村康弘 35番 寺田俊秀
41番 三宅東英

5 議事録署名委員 9番 中野裕二 12番 山崎伸吾

6 事務局出席者 松尾 強 山本忠介 本多 守 円口智仁 塩田一幸 山口朋子

[日 程]

議案第63号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第64号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第65号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第66号 農用地利用集積計画の決定について
議案第19号 農用地利用配分計画(案)に係る意見について

- そ の 他
- ・農地法第18条第6項の規定による通知について
 - ・使用貸借を解約した旨の通知について
 - ・農地転用許可不要案件届出について

事務局（〇〇） ただいまから第15回南島原市農業委員会総会を開催いたします。

本日は、7番楠田委員、8番平委員、15番中村委員、26番北岡推進委員、27番内田推進委員、30番中村推進委員、35番寺田推進委員、41番三宅推進委員から欠席の届けがあつております。出席農業委員数は15名で過半数には達しておりますので、総会は成立しております。

会議規則第5条の規定により、会長が議長となり議事を進行いたしますので、よろしく願いいたします。

議 長 皆さん、改めまして、こんにちは。

本日は、第15回南島原市農業委員会総会ということでご案内申し上げましたところ、皆様には大変お忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。

先般の台風14号は、事前情報で経験したことがないような暴風、高波、高潮、記録的な大雨、特別警報級の台風と気象庁より発表されておりましたので大変心配しておりましたが、市内では目立った被害もなく、安堵しております。台風も大型化、勢力は大きくなっており、台風対策も農業者にとっては大変な作業だったと思います。

また、朝晩はだいぶしのぎやすくなってまいりましたが、秋の農繁期に入り、野菜の植付けや稲刈りの作業等なども始まっており、皆さんも大変お忙しい毎日を過ごされていると思っております。

さて、農地パトロールにつきましては、既に終了して事務局に提出をしていただいている委員さんもおられますが、まだ調査中の委員さんもおられると思います。まだまだ日中は暑い日が続いておりますので、熱中症など気をつけてお願いいたします。

今後、調査していただいた農地利用状況結果を踏まえて、農地の利用最適化推進に努めてまいりますので、皆様のご協力、よろしくお願いいたします。

また、15日の農業者年金加入推進特別研修会に参加された委員の皆様、大変ご苦労さまでございました。

本日はご案内のとおり、総会終了後午後3時から地区別研修会を長崎県農業会議の荒木事務局長に進行をお願いしておりますので、最後までよろしくお願いいたします。

それでは、事務局から農業委員18名中、出席委員現在15名と報告があり、総会開催に必要な過半数には達しておりますので、総会が成立することを宣言いたします。

議事録署名人に9番中野委員、12番山崎委員を指名し、ただいまから議案の審議に入らせていただきます。

それでは、**議案第63号 農地法第3条の規定による許可申請について** 番号1より、事務局より説明をお願いします。

事務局（〇〇） それでは、私から、議案第63号 農地法第3条の規定による許可申請書について説明いたします。2ページをお願いいたします。

今月は、贈与が2件、6,850平米です。売買が1件、合計の2,459平米となっております。

それでは、議案のほうを朗読させていただきます。

(議案第63号 番号1～3を朗読)

以上、農地法第3条の許可基準の農地法第3条第2項第1号の農地取得後全ての農地等の耕作を効率的に行うと認められないもの、第4号の農作業に常時従事すると認められないもの、第5号の下限面積を下回る場合及び第7号の周辺の地域における効率的かつ総合的な利用に支障を生ずるおそれがあると認められる場合ですが、全ての許可基準を満たしているものと思われま。以上でございます。

議長 説明が終わりましたが、農地法3条の許可申請についても現地の調査を踏まえて審議しなさいということになっておりますので、まず1番、2番の案件は有家の案件であります、1番のほうの住所は布津であります、布津、有家の皆さん、いかがでしょうか。

(「問題ありません」との声)

議長 よろしいですか。

有家の委員さん、いかがでしょうか。

(「問題ありません」との声)

議長 よろしいでしょうか。

(「はい」との声)

議長 次に、3番は加津佐の案件ですが、加津佐の委員さん、いかがでしょうか。

(「問題ありません」との声)

議長 よろしいでしょうか。

皆さんから何かご意見等はございませんか。

(「なし」との声)

議長 意見がないようですので、申請どおり許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって、申請どおり許可することに決定いたします。

次に、**議案第64号 農地法第4条の規定による許可申請について** 番号1より、事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、3ページをお願いします。

議案第64号 農地法第4条の規定による許可申請書について説明いたします。

番号1、深江町の〇〇、場所が布津町〇〇、地目が畑、地積が511平米になっております。申請の目的ですけれども、一般個人住宅を現在借り家住まいのため、持家を建築したいということでございます。

本案件の農地区分は、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域その規模が10ha未満に該当いたしますので、第2種農地と思われま。申請面積511㎡です。盛土・切土は行わず、コンクリート舗装を行います。なお、道路との接続部分が傾斜しているため、23.6平米を進入口として設置されます。一般個人住宅、木造平屋建ての建築面積150.71平米です。雨水は、溜め枡を經由して水路へ放流予定となっております。汚水・雑排水につきましては、合併浄化槽を經由して、同じ水路へ放流予定です。資金につきましては、自己資金により賄われます。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。9月22日の午前に、有家町の〇〇委員さん、布津町の〇〇委員さんと事務局3名で調査に行っていました。場所は、国道251号を有家から布津方面へ行き

ますと、左側に市営〇〇団地があります。その先に美容室がありますが、そこを海側に折りて約30m下ったところ。海側が旧島原鉄道の線路跡地です。排水に関しましては、その線路と住宅の間に側溝が流れておりまして、排水に関しては問題ないと。家の立地で、写真の左側が農地になっていますが、最低でも3m50cm以上離れていますので、これも問題ないと思って見てまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 現地調査員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見等ありませんか。
〇〇番〇〇委員 〇〇番布津の〇〇です。先ほどの〇〇委員さんの申されましたとおり、何ら問題なかったと思われます。審議のほど、よろしくお願ひします。

議長 ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。
〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。ちょっと聞きたいのですけれども、この住宅の転用の場合500平米以下ということかと思っていたのですけれども、511平米ですけどいいのですか。

議長 一般住宅はおおむね500平米以下ということですね。〇〇委員が言われたとおりで。その高低差があるため、23.69平米を進入路として利用するというではないかと思っております。事務局のほうから何かありませんか。

事務局(〇〇) 今、会長のほうから説明していただきましたけれども、進入路の部分につきましては、転用面積の別建てで考えていいということですので、ここの23.6平米を進入路というふうになっています。この分はその500平米の内数には入らないということで、県のほうからの指針が出ております。以上でございます。

議長 よろしいでしょうか。

〇〇番〇〇委員 はい。

議長 ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。
(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。
(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、**議案第65号 農地法第5条の規定による許可申請について** 番号1より、事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、議案第65号 農地法第5条の規定による許可申請書について説明いたします。

4ページをお願いいたします。

番号1、深江町の〇〇から深江町の〇〇株式会社、土地は、深江町〇〇、地目が畑、地積が33平米です。転用の目的は管理用道路です。隣接の太陽光発電施設を既に設置してあり、こちらの申請地を譲り受けて、管理用道路を設置したいということでございます。権利の内容につきましては、売買で、時期は許可あり次第、期間は永久となっております。

本案件の農地区分につきましては、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当いたしますので、第2種農地と思われます。管理用道路面積33平米です。今回、隣接の雑種地にある太陽光発電施設とその土地の所有権取得するに当たり、管理用道路が必要になったためです。申請地を盛土整地し、東側の隣接地の境はのり面保護いたします。雨水は自然流下となっております。汚水・雑排水は、発生いたしません。資金について

は、自己資金により賄われます。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。ここも22日の午前、有家町の〇〇委員さんと深江町の〇〇委員さん、そして事務局3名で調査をしてまいりました。場所は、国道57号沿いの雲仙から島原方面へ下っていきまると、途中で〇〇という重機屋さんが右側にあります。その次が、もう太陽光でございまして、その太陽光の管理用道路として利用したいということでした。その太陽光の下に側溝が流れておりまして、雨水は、自然流下で、側溝に流れていくので問題ないと思います。ただ、このちょうど斜め下側に農地がございまして、その石積みがちよっと見た感じ弱かったみたいでしたので、そこをもうちよっとその農地の方と話し合いながら、きちんと石積みをして、重みが、今、雨量が多いのでそっちへ行かないようにという指導をしてきました。何ら問題ないと思いますが、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました農業委員の〇〇番〇〇委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。今、〇〇委員が言われたとおり、下のほうに石積みがちよっと弱かったので、とにかく下のほうに水が行かないようにということをお願いしてまいりました。以上です。

議長 隣接する農地との協議をしてくださいということでお願いをしてきたということです。ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。
(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。
(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号2について、事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、5ページをお願いいたします。

番号2、北有馬町の〇〇から福岡市の〇〇株式会社さんへ、土地が北有馬町〇〇、地目が畑、地積が3,941平米です。転用の目的、太陽光発電施設になります。こちらが、パネルを360枚設置し、出力49.5kwのものを設置したいということでございます。権利の内容につきましては売買で、許可後直ちということでございます。期間は永久となっております。

本案件の農地区分は、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当しますので、第2種農地と思われま。転用面積が3,941平米です。太陽光発電施設の建設の設置面積が605.6平米です。先ほども言いましたが、パネルは360枚、パワーコンディショナーを10台設置します。太陽光発電の周囲には高さ1.5mのフェンスを設置し、設置面積全体は約1,450平米となります。敷地を整地して土砂の流出を防ぎます。雨水は、基本、自然流下ですが、敷地内に集水浸透枡を設置し、できるだけ申請地内で浸透するよう工夫していくということでございます。汚水・雑排水については発生いたしません。資金につきましては自己資金によって賄われます。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。9月22日午後より、〇〇、〇〇委員、そして加津佐の〇〇委員、事務局4名で現地を確認してまいりました。北有馬小浜線を上っていきまると、加津佐雲仙線の国道と合流しますが、そこを左折しまして、200mぐらい行ったところに〇〇がございまして、

そこを今度左折して200mぐらい行くと現場がありました。ここは、荒廃農地で、なかなか確認が難しかったのですけれども、2段になっており、のり面も結構高くて、ここの雨水とか何とかも、山の境界のところが一番頂上というところで、流水はあまりないのかなと思っています。また、その集水枡、浸透枡を12個、60cm掛け60cm掛け50cmを設置して、水の流出を防ぐということでしたので、どうにか処理できるのではないかとということで見えてまいりましたけれども、審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見等ありませんか。〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。先ほど〇〇委員から言われたとおり、まだ畑にはありますけれども山のような状態であります。あと、浸透枡が60cm、60cm、50cmの大きさと雨水に対して大きさはどうかなどは思ったのですけれども、設計上そういうふうになっている。道路には側溝自体ないところですので、あとは自然に流れると思います。あと、断面とか高低差の資料を出してほしいということを事務局からされていました。計画に対しましては問題ないと思います。

議 長 これだけの面積であります、集水枡を12か所設けるということですが、傾斜の上は、あまり効果はないと思いますけれども、傾斜の下の方に関しては、それで大丈夫かなと危惧するところでありまして。もう少し傾斜の一番低いところに大きい溜枡、沈下槽を造って、浸透枡等を設置したほうがいいのではないかと、お願いをしたつもりでありました。そうしないと、この辺には側溝が全然ないわけですね。もし溢れたら、道路を川のように流れる状況で、下の方には民家もありましたので、そういうお願いをしたほうがいいのではないかと考えておりますけれども、いかがでしょうか。

事務局(〇〇) 今、会長が言われたとおり、浸透枡の大半は上段に多く設置するようになっております。下は進入路になっていまして、ここの部分は下に流れてくるのではなかろうかと。それで、一番低いところに集水枡を設置したほうがいいのではないかとということですが、私もそう思っておりますので、行政書士を通して、しっかりとお願いしたいと思っております。以上です。

議 長 ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ほかにありませんか。
(「なし」との声)

議 長 よろしいでしょうか。
そうということで、ご意見がありませんので、許可相当と認めてよろしいでしょうか。
(「異議なし」との声)

議 長 異議なしと認めます。この案件は3,000平米以上の転用許可申請であり、長崎県農業会議に諮問することとなっておりますので、許可相当として長崎県農業会議に諮問することとし、その後、県農業会議の意見を付して進達いたします。

次に、番号3について、事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、6ページをお願いします。

番号3、南有馬町の〇〇から南有馬町の〇〇へ、南有馬町〇〇の一部、地目が畑、地積が1,337平米のうち499平米であります。転用の目的が中古車販売展示場。現在、自動車整備業を営んでおり、中古車販売展示場として利用したいということでございます。なお、備考欄にありますとおり、隣接の〇〇につきましても、現在宅地の99.35平米になりますが、こちらに店舗を構えていて、一体利用ということでございます。権利の内容につきましては賃借権で、令和5年1月1日から。期間は10年間となっております。

本案件の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当し

ますので、第1種農地と思われませんが、居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されることから、例外規定に該当すると思われま

す。中古車販売展示用地の面積は499㎡です。最大1.5mの切土を行い整地し、土留め工事と擁壁、こちらは石積みになりますけれども、そちらを行い、土砂の流出を防ぎます。雨水につきましては、基本、北側にある県道のほうの道路側溝のほうへ放流予定となっております。汚水・雑排水については発生いたしません。資金につきましては借入金により賄われます。以上でございます。

議長 この現地調査の結果を、〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。22日の午後2時50分ぐらいから、私と北有馬の〇〇委員、それに〇〇委員さんと事務局3名で見えてまいりました。場所は、〇〇が東側にありますが、それから大体1kmぐらい県道山口南有馬線を加津佐方面に走ったところ

です。現場は1枚の畑を大体5畝ぐらい切土して、砂利舗装をして、中古車の展示場を造るということで、高さも道路並みに下げるとい

うことで、排水も道路側溝がありますので、これに流れるということで、別に問題はないのではないかなと見てまいりました。ご審議のほど、よろしくお願

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されましたのは〇〇委員さんでなく、〇〇委員ですか。

〇〇番〇〇委員 はい。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。今、〇〇委員から説明がありましたとおり、何ら問題はないと思

議長 ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当として認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号4について、事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、7ページをお願いします。

番号4、加津佐町の〇〇、長崎市の〇〇から加津佐町の有限会社〇〇へ、加津佐町〇〇と〇〇です。どちらも地目が田で、合計が1,820平米となります。転用の目的は、冷蔵庫と駐車場にするということです。現在、隣接地で青果加工販売業を営んでおり、販売期間の延長を図るため冷蔵庫を設置したい。または、会社用の車と従業員用の駐車場を整備したいということ

でございます。権利の内容につきましては売買で、許可あり次第、期間は永久となります。本案件の農地区分は、おおむね300m以内に〇〇がありますので、第3種農地と思われま

議長 この案件の現地調査の結果を、〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。これも22日の午後3時25分ぐらいから、私、〇〇委員、それに加津佐の〇〇委員と事務局3名で見てまいりました。場所は、〇〇からもう直線ですけれども100mぐらいのところ。それで、1mぐらい盛土して、今の駐車場と同じ高さにして、一体利用できるようにするという事です、境目に用水路があり、その用水路は、掃除とか何とかするので、そこは人が通れるように隙間を空けてくださいというお願いと、それに、後ろ側に農地があるのですけれども、その後ろ側の農地がちょっと影になるということで、一応了解はもらってくださいということを書いてまいりました。汚水とか水はこちら側。今、写真のこちら側のほうに流れて、水路じゃなくて排水路が、側溝がありますので、それに流すということで、問題ないのではないかと見てまいりました。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇委員です。今、〇〇委員が言われたとおり、雨水についても、この西側に大きな排水路がありますし、それで、一応その南側の水田の人にも話をしといてくださいということで申し上げましたら、話はするという事でしたので、何ら問題ないと思います。

議長 ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 意見がありませんので、許可相当として認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、**議案第66号 農用地利用集積計画の決定について** 事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、議案第66号 農用地利用集積計画の決定について説明いたします。

8ページをお願いします。

今月の利用集積計画ですが、賃貸借権が新規12件、1万8,044.33平米、再設定が11件、2万1,745平米の計23件の3万9,789.33平米です。使用貸借権が、再設定のみ1件の2,689平米となっております。所有権移転は、売買が6件、1万8,067平米、贈与が3件の8,322平米の合計9件、2万6,389平米となっております。中間管理事業(一括方式分)ですが、新規のみで、賃貸借権が2件の3,810平米、使用貸借権が4件の1万4,611平米の合計6件の1万8,421平米となっております。

それでは、個別の案件について朗読いたしますが、再設定及び一括方式については、朗読を割愛させていただきます。

(議案第66号 賃貸借権 番号1～12新規設定、所有権移転 番号25～33を朗読)

以上の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号、第2号、第3号及び第4号の各号の要件を満たしているものと思われま。以上でございます。

議長 ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等を伺うところではありますが、11ページ番号26は出席委員が関係する案件でありますので、その部分を除いて、ご意見、ご質問等はありませんか。

〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 〇〇です。8ページの番号2から6までですけれども、ここは、基盤整備をされているところですね。それで、今、1枚の圃場になっていると思われま。これ、昔の面積であって、現状では1枚の圃場になっているわけですね。それで、これの地番、土地の番号というの

は、変わっているのですか。ちょっとここら辺分からないから。ちょっと教えてください。

議長 事務局、よろしいですか。

事務局（〇〇） 換地後の地番ということですかね。今、こちらの基盤整備中で〇〇土地改良区内の農地になりますが、工事が全て完了したかどうかは、ちょっと私も確認をしておりませんが、工事が完了した後に登記簿を変更するということになりますので、まだあと2年はかかるかなとは思っております。

〇〇番〇〇委員 はい、すみません。

議長 よろしいですか。

〇〇番〇〇委員 はい。

議長 ほかにご意見、ご質問等ありませんか。

（「なし」との声）

議長 ないようですので、次に番号26について審議します。

本委員会の申合せにより、推進委員についても除斥することとなっておりますので、〇〇番〇〇委員の退場を求めます。

——— 〇〇番〇〇委員退席 ———

議長 11ページ、番号26について、ご意見、ご質問等ありませんか。

（「なし」との声）

議長 よろしいですか。

〇〇番、〇〇委員の入場を求めます。

——— 〇〇番〇〇委員入席 ———

議長 ご意見がありませんので、議案第66号 農用地利用集積計画は承認することに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議長 異議ないようですので、農用地利用集積計画を承認することに決定いたします。

次に、**議案第67号 農用地利用配分計画（案）に係る意見について** 番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局（〇〇） それでは、14ページをお願いします。

議案第67号 農用地利用配分計画（案）に係る意見について説明いたします。

今回、賃貸借権の1件、面積が合計3,650平米となっております。

朗読いたします。

番号1、加津佐町の〇〇から受け手が加津佐町の〇〇、農地の状況が、加津佐町〇〇と〇〇の2筆になります。こちら、いずれも田で、面積の合計が3,650平米であります。こちらのほうを賃借権で、令和4年11月10日から令和9年11月9日までの期間でということになっております。以上でございます。

議長 この議案に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。特に、配分を受ける方について、ご意見はありませんか。

加津佐の方ですけども、加津佐の委員さん、ご承知かと思えますけれども。いかがでしょう。

（「問題ありません」との声）

議長 よろしいでしょうか。

（「はい」との声）

議長 ご意見がありませんので、農用地利用配分計画は妥当として報告してよろしいでしょうか。
（「異議なし」との声）

議長 異議がないですので、農用地利用配分計画は妥当として報告いたします。

次に、15ページ、農地法第18条第6項の規定による通知でありますので、ご覧ください。

16ページも、使用貸借を解約した旨の通知でありますので、ご覧ください。

議長 次に、20ページ、農地転用許可不要案件届出について 番号1、事務局より説明をお願いします。

事務局（〇〇） それでは、20ページをお願いします。

農地転用許可不要案件届出について、番号1について説明いたします

届出人が、布津町の〇〇、土地が、布津町〇〇、地目が畑で、現況も畑です。面積が507平米、そのうち転用面積は7.5平米となります。転用の目的は、その農地に入るための進入路を設置したいということでございます。進入路につきましては、高さ80cmほどを埋め上げて、コンクリート擁壁を設置して崩れないようにするというところでございます。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を、〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。22日の午前に、有家町の〇〇委員さん、布津町の〇〇委員さんと事務局3名で現地調査に行ってまいりました。場所は、国道251号を布津町側に行きますと〇〇がでございます。それから布津雲仙線を雲仙方面へ400mぐらい行ったところを左へ30mぐらい行ったところが現地になります。今までは、この高低差で80cmほどありますが、これを歩み板といいますか、機械をトラックに積む、あれを利用しながら耕作をしていたということで、もうやっぱり危険だということで、どうしても進入路を造りたいということで、これはもう全く問題ないのではないかと見てまいりました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。先ほど〇〇委員さんがおっしゃるとおり、何も問題はございませんでした。審議のほどよろしく願いします。

議長 ほかの委員さんから何か意見、ご質問等ありませんか。

（「なし」との声）

議長 ご意見がありませんので、異議なしということで、届出を受理いたします。

以上をもちまして、議事の審議を終了いたします。